

令和4年度(2022年度)

こうのとりのゆりかごの短期的検証について

熊本市要保護児童対策地域協議会

こうのとりのゆりかご専門部会

令和5年(2023年)5月30日

1 こうのとりのゆりかごの運用状況に  
関する短期的検証について

令和5年（2023年）5月30日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市要保護児童対策地域協議会  
「こうのとりのゆりかご」専門部会

部会長	安部	計彦
委員	丸住	朋枝
〃	迎田	浩二
〃	岩井	正憲
〃	城野	匡

### 令和4年度「こうのとりのゆりかご」の運用状況に関する短期的検証について

熊本市慈恵病院に設置された「こうのとりのゆりかご（以下「ゆりかご」という。）」の運用状況については、当専門部会において、6ヶ月ごとに検証を行い、別添報告書のとおり報告してきたが、令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までの検証結果を次のとおり総括する。

#### 1 「ゆりかご」の運用状況について

令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までに「ゆりかご」には9件の預け入れがあり、預け入れにあたっての違法性の検討や、許可時の留意事項の遵守状況について次のとおり検証を行った。

##### （1） 違法性の検討について

令和4年（2022年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日までの慈恵病院の「ゆりかご」の運用状況に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

こどもの権利の侵害や預け入れまでの安全性を含め、今後も個別の運用状況を総合的に検討する必要がある。

##### （2） 許可時の留意事項の遵守状況について

###### （ア） こどもの安全の確保

預け入れられた後のこどもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

###### （イ） 相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談で支援につなげることができるよう、病院としての相談業務に取り組まれている。

###### （ウ） 公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

## 2 専門部会で述べられた主な意見

- ・実母に対し身元情報の提供を求めることは、ゆりかごへの預け入れに対するハードルを上げかねないため、そうならない方法を今後検討していきたい。
- ・実母の身元情報を慈恵病院の一部の者に明らかにすることは、こどもの出自を知る権利の保障につながると思うが、病院が、いつ、どのようにこどもに対し保管している身元情報を開示するのかというのは難しい問題だと思う。
- ・実母の身元情報の保管方法については、こどもの出自を知る権利を守る観点から、継続的かつ安全に保管されるよう十分に検討を行う必要がある。病院を運営する法人が解散する可能性も否定できないことを踏まえると、公の機関で情報を保管した方がよいのではないか。
- ・実母の身元情報の開示手続等については、今後も多角的に検討していく必要がある。検討の在り方については、市と慈恵病院で協議していただきたい。
- ・ゆりかごに預け入れられたこどもへの真実告知については、こどもがゆりかごに預けられたことについて、養親が肯定的に伝えるかどうかでこどもの受け取り方も違いが出る。そのため、こどもがゆりかごに預け入れられたことを周囲に話した際の反応も気になるところ。「ゆりかごへの預け入れによりこどもの命が救われてよかった」と社会全体の認識を肯定的なものに変えていく必要がある。
- ・事例によっては、母と母方祖母とを切り離して、その関係を調整することで実母がこどもを養育できることもあるのではないか。
- ・産前産後のケアとして母子へ居場所を提供しながら出産・子育てを支援する機関があるが、ここに妊婦が一時的に寄留して実家や児の祖母から離れることができれば、支援者が介入し、親子関係や実家との関係を調整することができるかもしれない。

## 3 預け入れ状況の公表

ゆりかごの預け入れ状況については、こどもの人権とプライバシーを守るため個人の識別につながる恐れがないことを基本として、社会的検証につなげていく観点から、公表項目について検討を行い、別紙のとおり当部会としての結論を得た。

別紙

1 公表の期間 年度毎の1年間とする。

2 公表項目 下記の25項目とする。

	項 目	区 分
1	件数	件数
2	発見日時	7区分:日曜～土曜
3		4区分:0～6、6～12、12～18、18～24時
4	性別	2区分:男女
5	年齢 ※1	3区分:新生児、乳児、幼児
		うち早期新生児(生後7日未満)
6	体重(新生児のみ) ※2	3区分:1,500g未満、2,500g未満、2,500g以上
7	健康状態 ※3	2区分:良好、要医療
8	身体的虐待の疑い	有無
9	病院からの手紙の持ち帰り	有の件数
10	子どもと一緒に置かれていたもの(着衣以外)	有の件数
11		父母等からの手紙 有の件数
12	熊本市が戸籍を作成した件数 ※4	有の件数
13	父母等からの事後接触 ※5	有の件数
14		時期 4区分:当日、1週間未満、1ヶ月未満、1ヶ月以上
15	父母等の居住地 ※6	11区分
16	父母等引取り	有の件数
17	母親の年齢	5区分:10代、20代、30代、40代、不明
18	預け入れに来た者	5区分:母親、父親、祖父母、その他、不明
19	出産の場所	6区分:医療機関、医療機関(推測)、自宅、車中、その他(上記以外)、不明
20	母親の婚姻状況	5区分:既婚(婚姻中)、離婚、死別、未婚、不明
21	ゆりかごまでの主たる移動(交通)手段	5区分:車(自家用車)、航空機、新幹線等鉄道、その他(上記以外)、不明
22	家庭の状況	3区分:ひとり親家庭、婚姻世帯、その他
23	きょうだいの状況	4区分:あり、うち3人以上、なし、不明
24	子どもの実父	6区分:母親と婚姻中(夫)、母親と内縁関係、その他(恋人等)、その他(詳細不明)、実父に別に妻子あり、不明
25	ゆりかごに預け入れした理由(複数回答)(預け入れに来た者からの聞き取りなどを基に分類) ※7	10区分:生活困窮、親(祖父母)等の反対、未婚、不倫、世間体・戸籍、パートナーの問題、養育拒否、育児不安・負担感、その他、不明

※1 年齢(子どもに添えられていた手紙や医学的判断から推定)

- ・新生児 → 生後1ヶ月未満
- ・乳児 → 生後1ヶ月～生後1年未満
- ・幼児 → 生後1年～就学前

※2 体重(新生児のみ)

1,500g未満(極低出生体重児)、1,500g～2,500g未満(低出生体重児)、2,500g以上

※3 健康状態

- ・良好 → 医師による健康チェックの結果、異常なし。
- ・要医療 → 医師による健康チェックの結果、精密検査等なんらかの医療行為を要する場合。

※4 熊本市が戸籍を作成した件数

棄児として戸籍法第57条に基づき熊本市が戸籍を作成したもの。

※5 父母等からの事後接触

親の判明には至らなくても、直接に、あるいは手紙、電子メール、電話、その他の方法により、父母等と接触できたもの。

※6 父母等の居住地

父母等との事後接触や児童相談所の社会調査等により確認できたもの  
熊本県内、九州地方(熊本県以外)、四国地方、中国地方、近畿地方、中部地方、関東地方、東北地方、北海道地方、国外、不明

※7 ゆりかごに預け入れした理由(複数回答)

複数の項目に該当する場合、それぞれの項目に計上

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO. 46）  
（検証対象期間：令和4年（2022年）4月1日～令和4年（2022年）9月30日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の令和4年度上半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

### 1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。  
なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

### 2 許可時の留意事項の遵守状況について

#### （1）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

- ① 設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。
- ② 病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

#### （2）相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談につなげるよう、病院として相談業務に取り組みられている。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、4月～9月に合計1,689件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図っている。

#### （3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

### 3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した上記記載の3つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

### 4 第62回専門部会(令和4年（2022年）5月13日開催)で述べられた主な意見

- ・ゆりかごに子どもを預け入れた家庭に対し、養育支援のみならず生活支援を誰がどのように行うかについてももしっかり考えていくことが重要である。

○第63回 熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会  
・開催日時：令和4年（2022年）11月1日（火）10：00～

（委員名簿）

氏名	役職	備考(分野)
安部 計彦	西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
丸住 朋枝	弁護士	法律
迎田 浩二	熊本県養護協議会副会長 児童養護施設愛隣園施設長	福祉施設
岩井 正憲	熊本大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野 匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO. 47）  
（検証対象期間：令和4年（2022年）10月1日～令和5年（2023年）3月31日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の令和4年度下半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

① 設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

② 病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談につなげるよう、病院として相談業務に取り組まれている。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、10月～3月に合計1,110件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図っている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した上記記載の3つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 第63回専門部会(令和4年(2022年)11月1日開催)で述べられた主な意見

・実母に対し身元情報の提供を求めることは、ゆりかごへの預け入れに対するハードルを上げかねないため、そうならない方法を今後検討していきたい。

・ゆりかごに預け入れられた子どもへの真実告知については、子どもがゆりかごに預けられたことについて養親が肯定的に伝えるかどうかで子どもの受け取り方も違いくる。そのため、子どもがゆりかごに預け入れられたことを周囲に話した際の反応も気になるところ。「ゆりかごへの預け入れにより子どもの命が救われてよかった」と社会全体の認識を肯定的なものに変えていく必要がある。

○第64回 熊本市要保護児童対策地域協議会「このとりのゆりかご」専門部会

・開催日時：令和5年(2023年)5月12日(金)10:00～

(委員名簿)

氏名	役職	備考(分野)
安部 計彦	西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
丸住 朋枝	弁護士	法律
迎田 浩二	熊本県養護協議会副会長 児童養護施設愛隣園施設長	福祉施設
岩井 正憲	熊本大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野 匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科

## 2 預け入れ状況について

○令和4年度 公表項目及び件数

(単位:件)

	項目	区分	件数	備考	
1	件数	件数	9		
2	発見日時	曜日	日	2	※1健康状態 ・良好⇒医師による健康チェックの結果、異常なし。 ・要医療⇒医師による健康チェックの結果、精密検査等何らかの医療行為を要する場合。  ※2熊本市が戸籍を作成した件数 棄児として戸籍法第57条に基づき熊本市が戸籍を作成したものの。  ※3父母からの事後接触 親の判明には至らなくても、直接に、あるいは手紙、電子メール、電話、その他の方法により、父母等と接触できたもの。  ※4 父母等の居住地 父母等との事後接触や児童相談所の社会調査等により確認できたもの。
			月	1	
			火	0	
			水	3	
			木	1	
			金	0	
			土	2	
3	時間帯	0～6時	0		
		6～12時	2		
		12～18時	4		
		18～24時	3		
4	性別	男	5		
		女	4		
5	年齢	新生児(生後1ヶ月未満)	7		
		(うち早期新生児(生後7日未満))	6		
		乳児(生後1ヶ月～生後1年未満)	1		
		幼児(生後1年～就学前)	1		
6	体重(新生児のみ)	1,500g未満(極低出生体重児)	0		
		2,500g未満(低出生体重児)	1		
		2,500g以上	6		
7	健康状態 ※1	良好	6		
		要医療	3		
8	身体的虐待の疑い	有の件数	0		
9	病院からの手紙の持ち帰り	有の件数	8		
10	子どもと一緒に置かれていたもの(着衣以外)	有の件数	4		
11		うち父母等からの手紙 有の件数	2		
12	熊本市が戸籍を作成した件数 ※2	有の件数	4		
13		有の件数	7		
14	父母等からの事後接触 ※3	接触時期	当日	2	
			2日目～1週間未満	5	
			1週間以上～1月未満	0	
			1月以上	0	
15	父母等の居住地 ※4	県内	0		
		九州(熊本県以外)	2		
		四国	0		
		中国	0		
		近畿	1		
		中部	0		
		関東	2		
		東北	0		
		北海道	0		
		国外	0		
不明	4				
16	父母等引取り	有の件数	0		

(単位:件)

	項目	区分	件数	備考
17	母親の年齢	10代	2	
		20代	3	
		30代	0	
		40代	1	
		不明	3	
18	預け入れに来た者(複数回答)	母親	8	
		父親	1	
		祖父母	0	
		その他	0	
		不明	1	
19	出産の場所	医療機関	2	
		医療機関(推測)	0	
		自宅	5	
		車中	0	
		その他(上記以外)	1	
		不明	1	
20	母親の婚姻状況	既婚(婚姻中)	3	
		離婚	1	
		死別	0	
		未婚	3	
		不明	2	
21	ゆりかごまでの主たる移動(交通)手段	車(自家用車)	1	
		航空機	0	
		新幹線等鉄道	4	
		その他(上記以外)	2	
		不明	2	
22	家庭の状況	ひとり親家庭	1	
		婚姻世帯	3	
		その他	5	
23	きょうだいの状況	なし	4	
		あり	2	
		(うち3人以上)	0	
		不明	3	
24	子どもの実父	母親と婚姻中(夫)	3	
		母親と内縁関係	0	
		その他(恋人等)	4	
		その他(詳細不明)	2	
		実父に別の妻子あり	0	
		不明	0	
25	ゆりかごに預け入れした理由 (複数回答) (預け入れに来た者からの聞き取りなどを基に分類) ※5	生活困窮	6	※5 ゆりかごに預け入れした理由 複数の項目に該当する場合、 それぞれの項目に計上。
		親(祖父母)等の反対	1	
		未婚	1	
		不倫	0	
		世間体・戸籍	2	
		パートナーの問題	0	
		養育拒否	0	
		育児不安・負担感	3	
		その他	1	
		不明	0	

## 公表（開示）のあり方について

### 1 公表（開示）に当たっての基本的考え方

ゆりかごの利用状況に関しては、多くの人々による社会的検証の必要があることから、可能な限り公表（開示）することが望ましい。

### 2 公表（開示）の対象としないもの

熊本市情報公開条例により開示してはならないとされているもの。

- (1) 熊本市情報公開条例7条第2号に規定する特定の個人が識別されうる情報等（児童福祉法の理念に基づき、また子どもの人権とプライバシーを守るため、「特定の個人を識別することができることとなる」情報の範囲の検討は十分慎重に行う。）
- (2) 熊本市情報公開条例7条4号のイに規定する法人に関する情報であって、市長からの要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供された情報で、その公にしない理由が合理的であると認められるもの。
- (3) 熊本市情報公開条例7条7号に規定する国等が行う事務に関する情報であって、公にすることにより当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

### 3 公表（開示）の対象期間

専門部会に報告され審議・確認が行われた令和4年度（2022年度）の事例件数を公表（開示）の対象とする。

なお、件数の整理上、基準日については、令和5年（2023年）3月31日とする。

(参考)

熊本市情報公開条例(抄)

(不開示情報)

第7条 次に掲げる情報は、開示してはならない。

(1) 略

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 略

(4) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5)~(6) 略

(7) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるお

それその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

### 3 妊娠に関する悩み相談の状況

熊本県	相談名	妊娠ところこの相談
	相談時間	9時～20時 電話：096-381-4340（日曜・祝日・年末年始を除く）
	相談場所	熊本県女性相談センター内
	対応者	嘱託職員（8名）：助産師・保健師・看護師の資格者
	概要	<電話相談> 昼間：9時～16時、夜間：16時～20時を交代で対応
	相談名	妊娠や出産に関する相談 （産前・産後母子支援事業） R5.4. 1～掲載
	相談時間	電話・来所相談 9時～17時30分（日曜・祝日を除く） メール相談 受付は24時間、回答は8時30分～17時30分（日曜・祝日を除く）
	相談場所	社会医療法人 愛育会 福田病院
	対応者	社会福祉士、助産師
	概要	電話・来所・メール相談 <電話相談> ・096-322-2995 ・「母子サポートセンターに相談です」とお伝えください。 <来所相談> ・母子サポートルームにて対応 <メール相談> ・info@fukuda-hp.or.jp
熊本市	相談名	妊娠に関する悩み相談
	相談時間	8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）
	相談場所	各区保健子ども課地域健康班、各区福祉課福祉相談班、こども・若者総合相談センター
	対応者	職員、嘱託職員（専門相談員）
	概要	電話・来所相談
	相談名	にんしんSOS熊本（思いがけない妊娠・出産に関する悩み相談） （産前・産後母子支援事業）
	相談時間	24時間・年中無休 電話：080-9068-7528
	相談場所	熊本乳児院
	対応者	熊本乳児院職員（助産師、保育士、社会福祉士等）
	概要	電話・メール・来所相談
慈恵病院	相談名	妊娠内密相談センター R5.4. 1～掲載
	相談時間	24時間（平日17:15～8:30及び土日祝日はにんしんSOSにて対応） 電話：096-366-3060
	相談場所	ウェルパルクまもと
	対応者	保健師、社会福祉士、心理相談員等
	概要	電話・メール・面談相談
	相談名	SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口
相談時間	24時間 フリーダイヤル 0120-783-449	
相談場所	慈恵病院（電話相談は音声転送装置により専用携帯電話に転送。）	
対応者	新生児相談室室長 助産師（1名）社会福祉士（1名）保健師（2名） 養護教諭（1名）看護師（0名）栄養士（2名）保育士（1名） 産業カウンセラー（1名）特別支援教員（1名）相談員（1名） 計12名	
概要	<電話相談> ・24時間 交代制 12名で対応 ・週1回 カンファレンス 対応者+産婦人科医 ・カンファレンス時に翌月の担当日を決定 <メール相談> ・soudansitu@jikei-hp.or.jp <来院相談> ・新生児相談室で対応	

## 妊娠に関する悩み相談件数 3機関合計

令和5年3月末 時点

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
熊本県	253	204	129	124	126	85	63	64	62	88	68	84	100	77	62	62	1,651
熊本市	732	594	439	391	438	496	392	445	308	197	471	726	597	463	736	1,005	8,430
慈恵病院	501	472	513	591	690	1,000	1,445	4,036	5,466	6,565	7,444	6,031	6,589	7,001	4,718	2,799	55,861
3機関合計	1,486	1,270	1,081	1,106	1,254	1,581	1,900	4,545	5,836	6,850	7,983	6,841	7,286	7,541	5,516	3,866	65,942

※平成29年度より、熊本市件数に産前・産後母子支援事業で受けた相談件数を含む。

### 【参考】

	R3年度			R4年度			対前年比 ②－①
	上半期	下半期	計①	上半期	下半期	計②	
熊本県	41	21	62	35	27	62	△ 0
熊本市	476	260	736	441	564	1005	269
慈恵病院	2,771	1,947	4,718	1,689	1,110	2,799	▲ 1,919
3機関合計	3,288	2,228	5,516	2,165	1,701	3,866	▲ 1,650

# 令和4年度合計

	新・継		
	新規	継続	
県	46	16	62
市	197	808	1005
慈恵	2,799		2799
合計	3042	824	3866

時間帯					来・電			
0時～9時	9時～17時	17時～24時	未確認		来所	電話	その他	
0	33	29		62	0	62	0	62
87	176	696	46	1005	7	444	554	1005
507	1299	993		2799	6	2217	576	2799
594	1508	1718	46	3866	13	2723	1130	3866

性別		
女性	男性	
52	10	62
915	90	1005
2378	421	2799
3345	521	3866

相談者				
本人自身	家族・知人	夫・パートナー	その他	
54	2	5	1	62
736	15	30	224	1005
2242	110	322	125	2799
3032	127	357	350	3866

情報源別								
ネット・サイト	カード・ポスター	案内・パンフ	他機関紹介	マスコミ情報	友人・知人	その他	不明	
59	0	0	3	0	0	0	0	62
494	2	2	429	1	1	14	62	1005
2790	0	0	1	3	0	5	0	2799
3343	2	2	433	4	1	19	62	3866

	婚姻の有無				
	未婚	婚姻中	離婚	不明	
県	18	21	5	2	46
市	75	36	7	79	197
慈恵	1,319	581	86	813	2799
合計	1412	638	98	894	3042

年齢								
15歳未満	15～18歳未満	18～20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上	不明	
1	6	2	11	14	4	2	6	46
1	13	13	34	23	5	2	106	197
23	179	295	684	314	123	27	1154	2799
25	198	310	729	351	132	31	1266	3042

地域				
熊本市内	その他県内	県外	不明	
27	9	3	7	46
76	14	10	97	197
106	54	1,402	1,237	2799
209	77	1415	1341	3042

職業				
学生	有職者	無職	不明	
11	11	7	17	46
22	40	24	111	197
549	592	183	1475	2799
582	643	214	1603	3042

	相談内容(大分類)						合計
	妊娠・避妊に関する	思いがけない妊娠	中絶	妊娠・出産前後の不安	出産・養育について	その他	
県	39	7	1	3	5	7	62
市	227	163	71	141	306	97	1005
慈恵	1,340	540	151	135	206	427	2799
合計	1606	710	223	279	517	531	3866

処理状況							合計
傾聴・助言	情報提供	来所案内	他の相談機関紹介	緊急対応	その他		
62	0	0	0	0	0	0	62
770	227	1	0	3	4	4	1005
941	991	89	726	35	17	17	2799
1773	1218	90	726	38	21	21	3866

令和4年度合計 相談内容(小分類)

	妊娠・避妊に関する相談											思いがけない妊娠										中絶について											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27						
	排卵時期・受胎日について	避妊について	緊急ピル	喫煙・薬物の影響	妊娠時の異常	妊娠判定	妊娠検査薬について	服薬・X線被爆等	保菌・治療中等	妊娠中の悩み	医療機関	その他	暴力・強姦	不倫	若年妊娠	未婚の妊娠	望まない妊娠	周囲(家族)の反対	夫・パートナーの反対	パートナーとの離別	男女判定	生活困窮	その他	中絶費用	中絶できる時期・周期	中絶できる医療機関	相手の同意	中絶の不安	中絶方法	その他			
県	0	3	3	0	10	9	0	0	0	14	0	0	39	0	0	1	2	2	0	0	0	0	2	0	7	0	0	1	0	0	0	1	
市	2	22	16	0	85	42	1	0	0	53	2	4	227	1	0	1	20	89	3	6	3	0	39	1	163	7	7	22	7	18	3	7	71
慈恵	62	18	99	6	61	934	13	8	1	58	14	66	1340	5	21	60	166	111	36	49	14	1	15	62	540	33	10	17	17	7	3	64	151
合計	64	43	118	6	156	985	14	8	1	125	16	70	1606	6	21	62	188	202	39	55	17	1	56	63	710	40	17	40	24	25	6	71	223

	妊娠・出産前後の不安							出産・養育について								その他						合計			
	28	29	30	31	32	33	その他	34	35	36	37	38	39	40	その他	41	42	43	44	45	46				
	精神的な問題	産後の体調不良	産後うつ	マタニティー・ブルー	産後の生活について	手術について	その他	出産費用	養育費用	福祉サービス	戸籍関係	子育て支援	就労相談	DV・離婚相談	その他	不妊治療	夫婦生活	男女問題	婦人科に関する事	研究・苦言	その他の相談				
県	0	2	0	0	1	0	0	3	0	0	0	0	4	0	0	1	5	1	2	0	0	0	4	7	62
市	21	5	2	0	97	10	6	141	0	2	9	2	283	2	0	8	306	4	2	2	0	4	85	97	1005
慈恵	102	2	1	1	3	0	26	135	2	6	5	5	15	0	10	163	206	5	12	2	17	1	390	427	2799
合計	123	9	3	1	101	10	32	279	2	8	14	7	302	2	10	172	517	10	16	4	17	5	479	531	3866